

NEWS

遊技産業健全化推進機構ニュース

9

SEPTEMBER 2022



**子どもの車内放置事故を防げ! ホールの現場で本格的想定訓練  
～岡山県遊協赤磐支部が警察、消防の協力で実施―そこで得た教訓～**

**2022年度第1四半期の検査結果報告 機構検査部**

# 機構の動き

7月度<2022年7月1日～7月31日>

## 遊技機等への立入検査関係

- 7月度 立入検査店舗数206店舗  
(遊技機検査198店舗、計数機検査8店舗)  
7月末日 誓約書提出店舗数8064店舗(対前月比▲35)

## 依存防止対策調査の関係

- 7月度 依存防止対策調査実施店舗数116店舗  
7月末日 承諾書提出店舗数7917店舗(対前月比▲30)

## 会議開催関係

7月6日(水)に定例理事会を開催した。  
助成規程の一部改定について審議の結果、原案通り承認可決した。なお、  
本改定は2023年4月以降の助成団体の活動に適用される予定。  
また、第1四半期の遊技機検査、計数機検査の結果、並びに依存防止対策  
調査の結果について事務局から報告があり協議検討を行った。

# CONTENTS

9 SEPTEMBER  
2022

子どもの車内放置事故を防げ!ホールの現場で本格的想定訓練 ～岡山県遊協赤磐支部が警察、消防の協力で実施—そこで得た教訓	1
2022年度第1四半期の検査結果報告 機構検査部	5
メーカーの倒産とその影響 三堀 清	8
店長に求められる知識「業界知識ⅩⅩ」	11



## 愛知県知立(ちりゅう)市 秋葉まつり

知立市は、東海道53次の39番目の宿場町池鯉鮒(ちりゅう)として栄えてきた。5月にはユネスコ無形文化遺産に登録された「山車文楽からくり」が、そして9月には勇壮な手筒花火が打ち上げられる「秋葉まつり」が開かれる。まるで、火のシャワーだ=表紙=。

知立での火難除けの秋葉信仰は、町が大火に見舞われたため、宝曆4年(1754年)、浜松の秋葉神社を同地に勧請して盛んになったという。昼は花火の玉箱を若衆が担ぎながら町内を練り歩き、夕方知立神社に集まると、炎が7mにも上がる手筒花火を各自両手で抱え、輪になつて打ち上げる。併せて、1台200発の乱玉が、6台分次々と—。火と轟音の饗宴となる。9月18日(日)予定(コロナ再拡大での変更注意)。

# 子どもの車内放置事故を防げ！

全日遊連が組合員店舗から報告を受けた子どもの事故未然防止事案は2019年度が99件（135人）、20年度は33件（44人）、21年度は24件（33人）。この間、死亡事故は起きていないが、遊技目的で来店した両親などによる放置ばかりではなく、親がホールの駐車場に車を停め、子どもを放置したまま、隣接する量販店やドラッグストアで買い物をしていた事例も見受けられる。

過去の死亡事故の傾向としては、春先から初夏（3～5月）、並びに夏休み期間（7、8月）の午前中から昼過ぎまで、エンジン停車中の車内でチャイルドシート（ベビー

取り組んできた。

全日遊連が組合員店舗から報告を受けた子どもの事故未然防止事案は2019年度が99件（135人）、20年度は33件（44人）、21年度は24件（33人）。この間、死亡事故は起きていないが、遊技目的で来店した両親などによる放置ばかりではなく、親がホールの駐車場に車を停め、子どもを放置したまま、隣接する量販店やドラッグストアで買い物をしていた事例も見受けられる。

過去の死亡事故の傾向としては、春先から初夏（3～5月）、並びに夏休み期間（7、8月）の午前中から昼過ぎまで、エンジン停車中の車内でチャイルドシート（ベビー

## 過去3年間の未然防止は 156件212人



## 子どもの車内放置事故を防げ！ホールの現場で本格的想定訓練

かご)に寝かされた乳幼児の死亡例が最も多いといふ。また、死因で、最多が熱中症とされている。

こうしたことから、全日遊連では大型連休(ゴールデンウイーク)から10月までの半年間及び年末年始を「強化期間」とし、加えて特に高温化で熱中症発生のリスクが高まる7・8月を「特別強化期間」と定め、対策マニュアルの取組みのさらなる徹底を毎年呼び掛けて

子どもの車内放置事故対応訓練には白バイ、パトカー、救急車も出動。実際に110番通報し、状況を報告した

リアルな臨場感で訓練  
警察・消防が全面協力

中国地方では、梅雨が例年以上早い6月下旬に明け、早々に夏を迎えた。その直後の7月7日、ホールの駐車場で車内に放置された子どもを救出する訓練を行なつたのが岡山県遊協赤磐支部だ。

訓練が行なわれたのは赤磐市郊外の組合員店舗「クラウン2」の駐車場。三井支部長が社長を務める三井開発研究所の経営店舗で、同支部長や同店、同社のスタッフ、赤磐支部組合員店舗関係者、さらには赤磐警察署並びに赤磐市消防本部の計25人が参加した。山陽新聞やRSK山陽放送など地元の主要

官がこん棒でガラスを割つて幼児を救出し、消防本部の救急隊員が搬送するまでの手順が確認された。

店内の対応が他の参加者や取材

ーをイメージした机を現場に設置して、店長らはそこで寸劇を展開。通報を受けた白バイやパトカーは

サイレンを鳴らして駐車場に入つてきたほか、実際にこん棒でガラ

メディア各社も取材に駆けつけた。

スを割るなど、リアルな臨場感のなかで訓練は行なわれた。

車は、同支部が岡山自動車リサイクル協同組合に協力を依頼し、無償で提供されたもの。救出訓練後は、非常時における車のガラスの割り方の指導を赤磐署から受けたほか、救急隊員から自動体外式除細動器（AED）の使い方を学んだ。

三井支部長は今回の訓練について、「実際に完成度の高い訓練ができました。それに想定訓練をやって初めて気づいたこと、あらためて重要性を認識したこともありました。120点です」と総括。短い準備期間にもかかわらず成功裡に終

発案から10日で実現  
行政側と危機感が一致



訓練の第1部は子どもが救急車で搬送されていくところで終了

一体となつたおかげだと感謝する。

そもそも、同氏が協力を赤磐署に申し入れたのは6月28日。岡山県遊協の三澤幸芳専務理事の仲介

で同署の署長を表敬訪問することになつた際、何か具体的な提案をしたいと思ったのがきっかけだつたと振り返る。

## 事故未然防止の基本は啓発と巡回

### 全日は21年度21件の事案を表彰

全日遊連では「駐車場入口におけるノボリの設置や従業員の誘導などにより、子連れでのホテル駐車場そのものへの入場を禁止する対策を講じること」と「すべての車両を1台ごとに巡回し、懐中電灯等

を用いて車内の隅々まで確実に目視点検すること」の2点を子どもの車内放置事故防止の第一義に掲げている。

巡回の徹底は車内放置事故防止の基本ということだ。その結果、2021年度も24件の事故を未然に防ぎ、33人の命が救われたことを全日遊連では機関誌「遊報」など

で公表。このうち申請のあった21件の当該ホテルや従業員に感謝状を発行している。

ある事例では、警備員が駐車場を巡回中、軽自動車から泣き声が聞こえたことから、ホール管理者に報告。ドアが無施錠だったため、管理者はチャイルドシートに毛布

がかけられた状態の乳児を発見、救出した。熱中症のおそれがあり、警察に通報。さらに車両ナンバーなどを店内アナウンスするとともに、店内の遊技客に車両写真を見せて声かけなどしたところ、母親が車に戻ってきたので、厳重注意した。母親は警察に連行され、翌日、同伴していた男性とともに保護責任者遺棄の疑いで逮捕された。

今後も尊い命を守るため、全国のホールには日々の巡回に取り組んでほしい。全商協を構成する各地区遊連や回胴遊連もホール訪問時の駐車場チエック活動を続けている。こちらも継続を期待したい。

## 訓練で初めて気づいた窓ガラスを割る際の注意

訓練で初めてわかったことの一



訓練の第3部では消防本部の救急隊員からAEDの使い方を教わった



訓練の第2部では赤磐署から非常に車のガラスを割る指導を受ける

のは、「車のガラスを割る道具は柄の長いタイプがいい」ということだ。ホームセンターなどでは車両緊急脱出ハンマーが各種売られて

真っ先に浮かんだのが子どもの車内放置事故対応訓練。岡山県遊協では、以前から駐車場巡回用ビデオを制作して、組合員店舗に配るなど、この課題には積極的に取り組んできた。しかし、全国的に放置事例は後を絶たず、同社の系列4店舗はいずれも車による来店客が主流。これまで事故はもとより、未然防止の報告事例もなかつたが、駐車場の巡回が形骸化していないかなど、再点検する必要も感じたからという。他のホール企業も事情は同様だと推察できた。

しかも、夏本番は目前。同署からは9日後の実施はいかにも短い、もう少し準備期間を置いてはどうかと提案されたが、同支部長は1日も早い実施が必要であると訴えた。母親は警察に連行され、翌日、同伴していた男性とともに保護責任者遺棄の疑いで逮捕された。

今後も尊い命を守るため、全国のホールには日々の巡回に取り組んでほしい。全商協を構成する各地区遊連や回胴遊連もホール訪問時の駐車場チエック活動を続けている。こちらも継続を期待したい。

訓練で初めてわかつたことの一

◆全日遊連が作成した22年度版の注意喚起ポスター



子どもの車内放置事故を防げ！ホールの現場で本格的想定訓練

訓練の舞台となった「クラウン2」。  
子ども連れの駐車場入場禁止をノボリやPOP、店内アナウンスで呼びかけている



子どもの命  
がかかる  
いるのだと  
いうことを  
実感したと  
話す。  
A E Dに  
ついても  
「機器がガ  
イダンスし  
てくれると  
はいえ、い  
きなり使つ  
ていたら、  
なんで、も

「ホテルの駐車場における子ども  
の車内放置事故防止は、以前から  
業界全体で取り組んできた問題で  
す。ところが、なかなか世間には  
伝わっていません。それはメディア  
アが取り上げないから。しかし、  
ニュース性と公共性があれば、メ  
ディアは取り上げます」と強調。  
訓練の早期開催にこだわった理  
由の一つには、夏本番を前にした  
時期ならば、メディアも高い関心  
を寄せるだろうと考えたからだと  
打ち明ける。

ようか。お客様の口コミで、こんな訓練をしていたということが一人でも多くの方々に伝わってくれると嬉しいのですが」。

今回の訓練は、同店のスタッフも動画で撮影。今後は訓練で気づいた点、再認識した点などを盛り込んだ注意喚起ビデオを作成し、岡山県遊協を通じて、県内全域の組合員店舗に発信する展開を考えている。訓練時、寸劇の状況を説明する実況中継を入れたのは、そのためだという。岡山県はもとより、全国のホールへの発信を期待したい。

マニユアルでは「ガラスを割る場合、ガラスの端(角)を叩くと効果的に割ることができる」「ガラスの飛散を防ぐため、まずガムテープで割る場所とその周囲を覆う」となっているが、最近の車のガラスは割れにくくなっているし、飛散してもケガのリスクが低くなっている。ガムテープを利用すると割れにくくなる上、覆う時間を含め緊急時には必ずしも適さないこともわかつたと明かす。

訓練ではリアルさを出すため、実際に110番通報したのだが、状況確認の質問をさまざま受け、応答でかなりの時間をとられることがわかつた。

三井支部長が今回の訓練を「120点」と高く評価する理由の一つには、業界が子どもの車内放置事故防止に積極的な姿勢で臨んでいることを、地元の主要メディア各社を通じて広く世間に情報発信できたことがある。

で、メディア、社会へのアピールに効果があると考えたからだ。前日から繰り返し店内アナウンスするなどの告知活動をしていたため、訓練当日に来店した顧客も、理解を示してくれたという。「逆に良いPRになつたのではないでしょうか。お客様の口コミで、こんな訓練をしていたということが一人でも多くの方々に伝わってくれると嬉しいのですが」。

マニユアル等により頭では理解していたが、あらためて重要性を認識した事項もあった。110番と119番は別々のスタッフが通報するということだ。

訓練の模様は動画編集組合内で共有を図る

岡山県遊協では、社会貢献活動など各種活動で「いかにして一般メディアを巻き込んで情報発信していくか」を意識して取り組むようになつたという。一ホールではな



## 機構検査部

# 必ず正規の手続きを経て修理を！

**機構検査部が2022年度第1四半期(4月～6月)に行なった立入検査活動の結果報告をお知らせする。**

別表の通り、2022年の4月から6月までの3か月間に機構検査部としては、32都府県方面の4

78店舗(うち計数機検査は96店舗)にお伺いし、ぱちんこ遊技機1423台、回胴式遊技機1503台の合計2926台の遊技機を検査させて頂いた。計数機の検査台数は玉計数機73台、メダル計数機23台の合計96台であった。

本年度第1四半期の立入検査においても結果として立入拒否は無く、ホール側の受け入れ対応等も悪くないものであつた。

今後も当機構が実施する検査・調

査に対しても理解と協力をお願いしたい。

なお、当機構としては新型コロナウイルス感染症対策として可能な限りの対応策を継続して行なっている。

当機構の検査要員は、検査・調査を実施する当日の検温を含めた体調管理はもちろん、移動中のマスク着用、手洗いやうがい、そして検査中もマスクや手袋等を

着用してホール内で作業を実施させて頂いている。さらに、検査要員を含めた当機構の職員全員は、必要に応じて、新型コロナウ

イルス感染症への抗体検査、PCR検査等も実施している。加えて可能な限り常勤役員及び職

員のワクチン接種をすすめている。

これら当機構が実施する新型コロナウイルス感染症対策についてご理解を頂くとともに、遊技機及び計数機の検査、また、依存防止対策調査へのご協力をお願いしたい。

傾向となっている。ホールにおいてはこの傾向が続くよう、メンテナンスや点検等をお願いしたい。

次に機構に対して誓約書を提出されているパチンコホールは、6月末時点では8099店舗であった。

本年3月末時点においては、誓約書提出ホールが8307店舗であったことから、この3か月間に208店舗が減少したことになる。

## 検査の結果

検査の結果については、第1四

半期の検査においても遊技機検査で異常な事案が確認されてい

る。

既に廃業されているにも関わらず、機構宛に連絡の無い店舗は誓約書提出店舗としてカウントされていることから、実際に営業している店舗数は、その廃業店舗数分を割り引く必要があることを付け加える。

# 2022年度第1四半期検査結果報告

お伝えする  
検査で  
気づいたことを

次に実際に遊技機検査を行なつた結果に関し、その概略をお知らせする。

この第1四半期に確認された異常事案件数は、遊技機検査で3件あつた。

異常事案の内容としては、すべて回胴式遊技機のホップバーの部品取りと思われる事案であつた。

傾向としては、ここ数年、計数機検査と同様、異常事案の件数自体も減少しており、悪くない状況であると考えている。

しかし、残念ながら遊技機の部品取りと思われる事案は続いている。

異常事案ゼロがいつの日か実現することを切に願いたい。なお、これらの事案は、ホールの現場においても目視で確認できる事案であり、日々の点検確認等でつぶせる内容だと考えている。

## 遊技機及び計数機の検査ホール数及び検査台数 (2022年4月1日～6月30日)

NO	都府県方面名	検査ホール数			検査台数				合計
		遊技機	計数機	計	ぱちんこ	回胴式	玉	メダル	
1	札幌方面	14	-	14	56	56	-	-	112
2	旭川方面	10	-	10	40	40	-	-	80
3	釧路方面	1	9	10	4	4	7	2	17
4	宮城県	17	-	17	68	68	-	-	136
5	東京都	16	12	28	60	66	10	2	138
6	茨城県	11	-	11	40	48	-	-	88
7	栃木県	10	-	10	40	40	-	-	80
8	群馬県	11	-	11	32	56	-	-	88
9	埼玉県	30	-	30	110	104	-	-	214
10	千葉県	9	9	18	34	36	7	2	79
11	神奈川県	20	8	28	84	70	6	2	162
12	山梨県	9	-	9	33	21	-	-	54
13	長野県	9	4	13	34	38	3	1	76
14	富山県	10	-	10	36	44	-	-	80
15	愛知県	21	-	21	80	86	-	-	166
16	滋賀県	10	9	19	40	40	7	2	89
17	京都府	12	-	12	52	42	-	-	94
18	大阪府	33	7	40	128	130	5	2	265
19	兵庫県	22	-	22	72	74	-	-	146
20	奈良県	11	-	11	44	44	-	-	88
21	鳥取県	13	-	13	28	44	-	-	72
22	島根県	10	-	10	36	44	-	-	80
23	岡山県	11	-	11	42	46	-	-	88
24	広島県	13	-	13	48	56	-	-	104
25	山口県	-	6	6	-	-	4	2	6
26	徳島県	9	-	9	36	36	-	-	72
27	香川県	12	-	12	44	52	-	-	96
28	愛媛県	4	4	8	16	16	2	2	36
29	福岡県	15	14	29	54	62	11	3	130
30	佐賀県	9	-	9	32	40	-	-	72
31	長崎県	-	7	7	-	-	5	2	7
32	鹿児島県	-	7	7	-	-	6	1	7
合 計		382	96	478	1,423	1,503	73	23	3,022



当機構の検査要員が誓約書に基づく遊技機並びに計数機に対する立入検査時に、また承諾書に基づく依存防止対策調査で全国のパチンコホールにお伺いする際には、冬季は「冬用ジャンパー」を、また夏季には「夏用ベスト」を着用し、それぞれ実施させて頂きますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

夏用ベストを着用するのは基本的に当機構が定めたクールビズ期間のみで、5月1日～10月31日の間を設定しております。



# 機構検査部

## 誓約書・承諾書提出店舗数（各都府県方面別）

(2022年6月30日現在)

NO	都府県方面名	誓約書 提出 ホール数	承諾書 提出 ホール数	提出 ホール数 の差異	休業 ホール数 ※1	提出率 ※2
1	札幌方面	214	214	-	-	100%
2	旭川方面	67	65	▲2	0	97%
3	釧路方面	62	62	-	-	100%
4	北見方面	38	38	-	-	100%
5	函館方面	40	40	-	-	100%
6	青森県	108	108	-	-	100%
7	岩手県	107	105	▲2	0	98%
8	宮城県	161	157	▲4	0	98%
9	秋田県	98	98	-	-	100%
10	山形県	71	71	-	-	100%
11	福島県	160	144	▲16	13	98%
12	東京都	667	658	▲9	9	100%
13	茨城県	213	192	▲21	2	91%
14	栃木県	144	136	▲8	0	94%
15	群馬県	116	108	▲8	1	94%
16	埼玉県	379	377	▲2	1	99%
17	千葉県	341	334	▲7	1	98%
18	神奈川県	442	435	▲7	1	98%
19	新潟県	142	141	▲1	0	99%
20	山梨県	54	54	-	-	100%
21	長野県	132	132	-	-	100%
22	静岡県	243	240	▲3	0	99%
23	富山県	61	60	▲1	0	98%
24	石川県	75	75	-	-	100%
25	福井県	64	63	▲1	0	98%
26	岐阜県	131	131	-	-	100%
27	愛知県	437	425	▲12	0	97%
28	三重県	96	96	-	-	100%
29	滋賀県	88	86	▲2	0	98%
30	京都府	143	142	▲1	0	99%
31	大阪府	576	564	▲12	0	98%
32	兵庫県	343	341	▲2	0	99%
33	奈良県	62	60	▲2	0	97%
34	和歌山県	67	66	▲1	0	99%
35	鳥取県	51	51	-	-	100%
36	島根県	63	63	-	-	100%
37	岡山県	125	123	▲2	0	98%
38	広島県	219	215	▲4	0	98%
39	山口県	101	97	▲4	0	96%
40	徳島県	56	56	-	-	100%
41	香川県	71	71	-	-	100%
42	愛媛県	106	106	-	-	100%
43	高知県	72	71	▲1	0	99%
44	福岡県	311	306	▲5	0	98%
45	佐賀県	56	56	-	-	100%
46	長崎県	126	121	▲5	0	96%
47	熊本県	131	131	-	-	100%
48	大分県	101	99	▲2	0	98%
49	宮崎県	106	104	▲2	0	98%
50	鹿児島県	188	185	▲3	0	98%
51	沖縄県	74	74	-	-	100%
合 計		8,099	7,947	▲152	27	98%

※1 休業店舗数は当機構として把握している店舗のみ

※2 休業店舗数を差し引いた承諾書提出店舗数／誓約書提出店舗数で算出

例えば、回胴式遊技機で清掃等を行う場合、隣の台等とホッパーを入れ替えてしまうケースもあると聞いているが、こういった場合を含め、遊技機及び部備品等の管理には細心の注意を払つて対応をお願いしたい。

さらに現時点において、機構検査部では、すべての検査遊技機を対象として検定期間、認定期間を確認しているわけではないものの、やはり検査の際に検定切れではないか？と疑念を抱くケースも多々あつたことをあえてお伝えしたい。

もちろん新規則に基づき製造された遊技機であり、検定が切れたからと言つて問題があるわけではないが、故障などの際は修理ができなくなる等の制約もあることから、これらの点を考慮して考えた時、やはり遊技機を長期間使用するのであれば、きちんと認

定を取得して営業して頂いた方が良いと思つている。  
可能な限り、この点はお願ひしたい。  
あわせて、検査を行なつた都府県方面別の検査ホール数、検査台数等は別表の通りであるので、参考として頂きたい。

# メークーの倒産とその影響

## 1 メークーの倒産事例

5月30日、パチンコ遊技機メーカーの株高尾が、東京地方裁判所に民事再生手続開始を申請した。

長期的な売上減少が続くホール業者の倒産は留まらないが、メークーの倒産も、例えば平成20（2008）年12月に株ファーストが民事再生（その後破産に移行）、平成22（2010）年4月に株タイヨー（タイヨーエレック株とは別法人）が民事再生、平成27（2015）年3月にマルホン工業株が民事再生（再生計画が認可され復活）、そして同年4月には奥村遊機株が破産をそれぞれ申請している。

企業の倒産処理方法には、大きく分けて裁判所の関与がない私的整理と、

裁判所の関与の下に行われる法的整理があり、法的整理には破産及び特別清算という清算型と、会社更生及び民事再生という再建型の手続がある。メークーにおいては、再建型の法的整理手続である民事再生を選択している比率が高い。

## 2 清算型の法的整理手続

法的整理のうち債務者の全財産を債権者に配当する清算型の手続としては先ず破産法に基づく破産がある。

これは、債務者Ⅱ破産者の財産を全て破産財団に組み入れ（破産法34条）、裁判所が選任した破産管財人が換価して債権者に配当する手続である（同法74条1項、184条、193条）。

## 3 再建型の法的整理手続

法的整理のうち債務者の事業の継続

会社等の法人は、破産手続きの開始と同時に解散して清算目的の範囲内でのみ存続する（会社法471条5号、破産法35条）。すなわち、破産により企業は事業活動を終了するのである。そして、破産手続の終了によつて登記が閉鎖され、完全に消滅する（破産法257条7項、1項）。

もう一つの清算型の法的整理手続である会社法に基づく特別清算は、既に清算に入っている株式会社につき、清算の遂行に著しい支障が生じたりした場合の手続で（同法475条、510条）、あまり利用されていない。



三堀 清

みほり きよし

昭和32年 神奈川県生まれ

早稲田大学法学部卒

司法修習終了後

昭和63年 弁護士登録(第二東京弁護士会)し、大手企業の法律問題を扱う法律事務所勤務を経て

平成8年 早稲田大学大学院修士課程終了

平成9年 三堀法律事務所開設

現在、パチンコホールを始め企業関連の民事事件を手がける

を図る再建型の手続としては、先ず、民事再生法に基づく民事再生がある。

これは、債務者＝再生債務者が策定し、債権者集会の決議を経て裁判所が認可した再生計画に基づいて債務の減免や分割返済を受けて事業を再建する手続である（民事再生法154条、169条、174条）。

もう一つの再建型の手続である会社更生法に基づく会社更生は、株式会社だけのための手続で（同法1条）、裁判所に選任された管財人が策定し、関係者集会の決議を経て裁判所が認可した更生計画に基づいて事業を再建する手続であるが（同法67条、184条、189条、199条）、大企業を除き利用されていない。

民事再生は再生債務者が主体的に手続を進めるが、会社更生は裁判所が選任した管財人が手続を進めるという点が特に大きな相違点である。

メーカーが破産すると、

当該メーカーの遊技機は部品交換も売却もできなくなるから、このような状況を放置すると、

行き場のない遊技機が違法な修理＝無承認変更の部品取りに使われたり、特にスロットの場合、闇市場に流れたりする可能性もある。

このような事態を回避するために、  
経営破綻に陥ったメーカーにあっては、  
破産ではなく、

民事再生或いは会社更生という再建型の法的整理手続を選択して、  
法人として存続し、細々とでも事業を継続してもらわなければならない。  
その意味で、

従来、

経営破綻に瀕したメーカーの何社かが民事再生を選択したことは、  
ホールの立場から見ても賢明な判断であつたといえる。

得る。

部品交換のため変更承認申請には、

法律上、検定通知書の写し及びメーカーの作成した保証書を添付する必要がある（風適法20条10項、9条1項、施行規則19条2項、内閣府令1条11号）。

確認書」を添付する扱いとなつている  
(同要項9条1項、2項)。

しかし、メーカーが破産すると、遊

技機や部品の製造・販売だけではなく、  
部品交換の際の保証書の発行、点検確

認及び「部品交換確認書」の作成等の業

務(遊技機流通要綱5条2項、9条1項、  
2項)もできなくなる。すなわち、破産

メーカーの遊技機は、部品の在庫があ

## 4 破産したメーカーの遊技機の部品交換

破産メーカーの遊技機を新台で購入・設置するということは想定できないが、設置済み遊技機の部品交換＝修理をせねばならない事態は、通常あり

つても変更承認が受けられなくなるのである。

これらの業務を販売業者や点検・確認業者にやらせようにも、これらの業者はメーカーから業務委託を受けているだけだから（遊技機製造業者の業務委託に関する規程3条、12条）、大本のメーカーが行えなくなつた業務の委託を受けるということもあり得ない。破産メーカーの遊技機は部品交換ができるなり、結果的に稼働が不安定となる。

## 5 破産したメーカーの中古機の売買

前述のとおり、破産メーカーの遊技機は部品交換ができなくなるが、中古機として売買しようとする事態も想定でききれないわけではない。

中古機設置のための変更承認申請には、法律上、検定通知書及び保証書を添付する必要がある（施行規則19条2項、内閣府令1条11号ハ）。更に、中古遊技機流通健全化要綱（中古機流通要綱）によつて、販売業者の遊技機取扱主任者が主基板を点検確認し、異常・検査の必要性が認められた場合にはメーカーがこれを検査して「主基板保証書」を作成して販売業者に交付し（同要項12条

2、3項）、ホール業者は検定通知書の写し及び保証書と一緒に綴じて販売業者経由で中古機流通協議会の打刻印を受けて公安委員会に提出する扱いである（同要綱13条1項3号）。その際「主基板保証書」を添付するのが慣例となつてゐる。

中古機の場合、保証書はメーカーでなくとも販売業者の取扱主任者でも作成できるので（内閣府令1条11号ハ(2)）、検定通知書の写しがあれば、メーカーが破産しても法律上要求される添付書類は揃い、慣例的に添付される「主基板保証書」は、販売業者においてこれを添付せずに中古機流通協議会に打刻印の打刻を求めることが考えられる。しかし、これは、あくまでも販売業者の判断に委ねられる部分で、実際には難しい場面が多いであろう。

以上、破産メーカーの中古機は、設置することが困難であり、設置しても部品交換もできないのであるから、その売却は事実上不可能ということになる。

## 6 遊技機の修理や中古機流通を維持する手立て

以上述べたとおり、メーカーが破産すると、当該メーカーの遊技機は部品交換も売却もできなくなるから、このような状況を放置すると、行き場のない遊技機が違法な修理＝無承認変更の部品取りに使われたり、特にスロットの場合、闇市場に流れたりする可能性もある。

このような事態を回避するために、経営破綻に陥ったメーカーにあつては、破産ではなく、民事再生或いは会社更生という再建型の法的整理手続を選択して、法人として存続し、細々とでも事業を継続してもらわなければならぬ。その意味で、従来、経営破綻に瀕したメーカーの何社かが民事再生を選択したことは、ホールの立場から見ても賢明な判断であつたといえる。

なお、破産の場合でも、破産管財人が裁判所の許可を得て事業を継続するという制度もある（破産法36条）。しかし、メーカーが破産すると、自動的に日工組及び日電協を脱退することになつて（中小企業等協同組合法19条1項2号）、遊技機流通要綱や中古機流通要綱の適用対象外となるから、実際の部品交換や中古機設置は、手続的に複雑かつ困難になるであろう。



# 店長に求められる知識

## 業界知識 XXVIII

パチンコ店舗管理者  
実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識・業界知識・法律知識・不正排除・計数管理・機械整備・設定管理、顧客サービス、経営マネジメント、マーケティング、労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

店長という立場にある者なら、知つておかなければならぬ知識があります。風適法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）や消防法、建築基準法などの法律はもちろん、都道府県や市町村などの自治体における条例、その他さまざまな規制・制度など、すべては健全かつ適正なパチンコ店を営業するため必要な知識です。

今回取り上げるのは、パチンコ店に必要な掲示物や店内環境、広告宣伝のあり方についてです。最初の問題はパチンコ店に必須の掲示物に関するものです。

**a**・84・6%   **b**・1・6%  
**c**・9・1%   **d**・4・7%

が見やすい場所に掲示しなければならない。  
**d**・遊技料金を店内のお客様が見やすい場所に掲示しなければならない。

### 【正解と解説】

正解はaです。

選択肢bは風適法第18条「年少者の立入禁止の表示」に、選択肢cは風適法第6条「許可証等の掲示義務」に、選択肢dは風適法第17条「料金の表示」に記載されています。

## 掲示義務

### 【問題】

風適法で定められているパチンコ店の掲示物に関する説明として、誤っているものはどれか。

### 【選択肢】

- a**・営業時間を店舗入口に掲示しなければならない。
- b**・18歳未満の者の立ち入り禁止を店舗入口に掲示しなければならない。
- c**・営業許可証を店内のお客様

チケット用出入口に掲示しなければなりません。「営業許可証」は必ず店内のお客様から見やすい場所（賞品カウンター近くなど）に掲示しなければなりません。許可を得た店舗であることをお客様に証明するものであるため、コピーではなく、必ず原

本を掲示します。「遊技料金」はパチンコなら玉1個何円、パチスロならメダル1枚何円で貸し出すのかを店内のお客様に見やすいように掲示しなければなりません。多くのパチンコ店では玉・メダル貸し機にシールで貼付しています。故意、過失を問わず、破損などにより適正に掲示されていなかつた場合は、処分の対象となります。定期的に点検します。

よう。

次は店内環境に関する問題です。パチンコ店は店内の視認性や照度に関するも風適法施行規則により基準が定められています。

## 店内環境

### 【問題】

風適法施行規則第7条「構造及び設備の技術上の基準」および「構造及び設備の技術上の基準に係る運用方針の明確化」(2011年6月警察庁通達)で定められている構造・設備と基準の組み合わせとして、誤っているものはどれか。

### 【選択肢】

- a**・客室内部の見通しを妨げる

設備・高さおおむね1m以上  
の設備

b・客室内部の見通しを妨げる

設備＝常時2m未満の高さ  
に設置する設備

c・客室内部の見通しを妨げる  
設備＝賞品を含む1・5m  
以下の賞品を陳列するため  
の設備

d・営業所内の照度＝10ルクス  
以下とならないように維持  
されるため必要な構造または  
は設備

- (略)～営業所内の照度が十ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。

と記されています。

他にも客室の出入口に施錠を設けないことや善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある

写真、広告物、装飾その他の設備を設けないことなど、他の禁止事項もありますので、条文を確認しておきましょう。

また、「構造及び設備の技術上の基準に係る運用方針の明確化」(2011年6月警察庁通達)では、見通しを妨げないものと解釈できます。幕板のPOPや天井から吊り下げるタペストリなどは、1・7m以上の高さに設置することを厳守します。

次の問題は、店内の掲示物の廣告表現に関するものです。

例題は、新規出店時の標準に係る運用方針の明確化」(2011年6月警察庁通達)では、見通しを妨げる設備の基準を高さおおむね1m以上とし、例外を以下の通り定めています。

## 広告表現

【問題】

風適法上、パチンコ店内の掲示物の内容として問題ないものはどれか。

風俗営業は犯罪の発生しやすい業種です。店内では身を隠せたり、暗闇に紛れたりすることで、犯罪を助長する環境が作られないよう、構造・設備には技術上の基準が設けられています。新規出店時の営業許可を取得する際には公安委員会による厳密な検査があり、営業後もその状態を保つておかなければなりません。

ア 常時1・7m以上の高さに位置する設備

aは、客観的事実を表現しているだけなので問題ありません。  
bは、本来の性能に調整を加えるなどして入賞が容易になつていることを想起させ、著しく射幸心をそそ

風適法施行規則第7条「構造及び設備の技術上の基準」では、

に設置される旗や看板であつて、下端が高さ1・7m以上のもの

イ 壁に付設される設備

例・壁に設置されるイーゼルや自動販売機等

ウ 島端に接着して設置される設備

例・島端に掲示される看板、島端に接着して置かれるイーゼルやホワイトボード等

エ 無色透明の仕切り板等

例・無色透明のパーテーション

オ 賞品を陳列するための設備であつて、高さがおおむね1・5m以下のもの

同通達によると、常時1・7m以上の高さに設置する設備は見通しを妨げないと解釈できます。

【正解と解説】

正解はaです。

「ぱちんこ営業における広告、宣伝等に係る風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反の取締り等の徹底について(通知)(警察

府丁保発第114号 2021年7月20日)に具体的な禁止行為が例示されています。

【選択肢】

a・「新機種30台導入」とボスターに掲示した。

b・特定の遊技機周辺に「当店スタッフの一押し」と書いたPOPを掲示した。

c・特定期間で、前日の大当たり回数が分かるデータ表示器の写真を掲示した。

d・「本日、新装2日目」と書いたPOPを掲示した。



## 編集後記

車の後部の荷物入れに置き忘れていたゴボウを、息子夫婦が発見した。手に持つと、あの堅いゴボウが、袋の中でボロボロと崩れた。「こんなになるまで」と呆れる息子たち。忘れていたのは事実だが、猛暑も無関係ではなかろう、と言った。炎天下に長時間駐車した車の室内温度は70度まで上がる。閉め切つた車内はすぐ40、50度に上昇する。

### 猛暑の夏は

下に長時間駐車した車の室内

健康診断の結果はオールA判定。

### 緊張の夏

て社会の課題として広がっているように思える。(M)

cは、特定機種、特定台、特定日の出玉を強調していると解釈され、著しく射幸心をそそのおそれがある行為に該当すると考えられます。

dは、新装などからの日数をこそさら強調することが、著しく射幸心をそそのおそれがある行為に該当するため問題のある表現です。

パチンコ店の集客施策の一環として、広告宣伝は重要です。しかし、風俗営業であるパチンコ店では、法によって一定の規制がかけられています。法に従うことを前提出して営業許可を得ているので、法によって一定の規制がかけられています。法に従うことをするがこのくらいはよいだろう、とうことは許されません。広告表現には十分に配慮しましょう。

るおそれがあるので問題のある表題です。

cは、特定機種、特定台、特定日

の出玉を強調していると解釈され、著しく射幸心をそそのおそれがあ

る行為に該当すると考えられます。

cは、特定機種、特定台、特定日

次の問題も、同通知に関する問題です。

**c・演出用の玉・メダルを販促物として掲示すること。**

のではない玉・メダルを販促物として掲示することは、著しく射幸心をそそのと解釈されます。

同通達では、遊技機のスペックや

入場方法など、著しく射幸性をそそるおそれのない事実を伝えることは違反に該当しないことが記されています。

## 広告宣伝

### 【問題】

警察庁通達「ぱちんこ営業における広告、宣伝等に係る風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反の取締り等の徹底について」(2012年7月)に基づいて、違反に該当する行為はどなたか。

**【正解と解説】**  
正解はcです。

「ぱちんこ営業における広告、宣伝等に係る風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反の取締り等の徹底について」で違反事項として明記されている「著しく多くの遊技球等の獲得が容易であること」を伺わせる表示」として、選択肢のcが該当します。実際に獲得したも

**【回答分布】**  
a・3・3% b・3・3%  
c・59・3% d・34・1%

2年半余り続いているコロナ禍のためにパチンコ店の業務のあり方も大きく変化してしまいました。消毒などの作業が増え、感染対策のために少人数での営業を余儀なくされた店も多いことかと思います。

夏季の繁忙期が一段落したこの時期に変化した業務のあり方を振り返り、改めて店内環境や掲示物を点検してみてはいかがでしょうか。

**a・機種毎のボーナス確率と出玉率を設定別に表示すること。**

不規則な生活を続けているような気もするものの悪くないということは喜ぶべきか…。

計測不能?とかで医師の診断に回されたことがあった。直に話しがれられた高齢者が、一夜を過ごし死亡した。手に持つと、あの堅いゴボウする事故があった。パチンコホール駐車場等の子供の置き去り事故から、公園駐車場、保育園送迎バス内と、場所も状況も多様化し深刻化している。今号で紹介した事例防止の取り組みは、業界を超えて社会の課題として広がっているように思える。

しかし、健康診断受診中、順番が一つ前のオジさんが担当の看護師さんと無駄話ををしていて時間が長引き、腹が

厚感だった。それに最後に自然災害に遭つて修復したのは1

300年代で、以後、修復の形跡はない、ということも知り、昔の人の英知と技術力の高さをあらためて感じる感慨深い再会となった。

昼食は江ノ島名物の生シラス丼。これを同地で食べたのは十数年前、當時の彼女とのデート以来で、こちらはそれから程なくして振られ

たかった。余計なこと言わず早く終わらせろ!と思ってしまう。以前、同じくことがあって、あまりに

腹がたつた後、血圧をはかつたら

7月、鎌倉・江ノ島観光をした。同地を訪れるのは久しぶり。特に大仏様との対面は小学生以来だつたが、記憶に残っている以上の重

い訳した。炎天下に長時間駐車した車の室内

温度は70度まで上がる。閉め切つた車内はすぐ40、50度に上昇する。

猛暑も無関係ではなかろう、と言った。炎天下に長時間駐車した車の室内

温度は70度まで上がる。閉め切つた車内はすぐ40、50度に上昇する。

猛暑の夏は

車の後部の荷物入れに置き忘れていたゴボウを、息子夫婦が発見した。手に持つと、あの堅いゴボウが、袋の中でボロボロと崩れた。「こんなになるまで」と呆れる息子たち。忘れていたのは事実だが、猛暑も無関係ではなかろう、と言った。炎天下に長時間駐車した車の室内

推進機構では今夏から、



夏用ベストを着用した検査要員が  
ホールに伺います